

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和2年2月28日（令和2年（行情）諮問第98号ないし同第105号）

答申日：令和2年8月3日（令和2年度（行情）答申第173号ないし同第180号）

事件名：平成29年度の特許庁秘書課座席表の不開示決定（不存在）に関する件

平成29年度の特許庁総務課座席表の不開示決定（不存在）に関する件

平成29年度の特許庁情報システム室座席表の不開示決定（不存在）に関する件

平成29年度の特許庁企画調査課座席表の不開示決定（不存在）に関する件

平成30年度の特許庁秘書課座席表の不開示決定（不存在）に関する件

平成30年度の特許庁総務課座席表の不開示決定（不存在）に関する件

平成30年度の特許庁情報システム室座席表の不開示決定（不存在）に関する件

平成30年度の特許庁企画調査課座席表の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書8（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年5月17日付け20190417特許15ないし22により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）を取り消す旨の決定を求める。

2 審査請求の理由

原処分は違法かつ不当である。

文書を特定・保有したのか，特定・保有しなかったのか，を明確にしてもらいたい。もし，特定・保有したが，保存期間の満了により廃棄した場合は，保存期間，廃棄年月日を明確にってもらいたい。また，国立公文書館に移管した場合は移管年月日を明確にってもらいたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

- (1) 審査請求人は，平成31年4月15日付けで，法3条に基づき，処分庁に対し，各行政文書開示請求（以下，併せて「本件開示請求」という。）を行い，処分庁は同月17日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し，処分庁は，本件対象文書につき，その全部を不開示とする原処分を令和元年5月17日付けで行った。
- (3) これに対して，審査請求人は，行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき，令和元年8月17日付けで，処分庁に対して，原処分の取消しを求める各審査請求（以下，併せて「本件審査請求」という。）を行い，諮問庁は同月19日付けでこれを受理した。
- (4) 本件審査請求を受け，諮問庁は，原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが，本件審査請求については理由がないと認められるので，諮問庁による決定で本件審査請求を棄却することにつき，情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し，処分庁は，令和元年5月17日付けで，各開示請求に係る文書の全部を不開示とする各決定を行った。各文書を不開示とした理由は，各文書の保存期間が満了しており既に廃棄済みであるためである。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は，原処分に対して，文書を特定・保有したのか，特定・保有しなかったのか，特定・保有したが保存期間の満了により廃棄した場合は，保存期間，廃棄年月日を明確にし，国立公文書館に移管した場合は移管年月日を明確にすべき旨主張している。

しかしながら，本件対象文書に該当する各文書は，特許庁における文書の保存期間を定めた特許庁行政文書管理規則において，その性質上，原則として1年以上の保存期間を定めることとされている文書にも当たらないことから，保存期間を1年未満とすることができるところ，本件開示請求の対象である本件対象文書は，本件開示請求までに更新されており，全て廃棄されたものと認められる。よって，本件対象文書を保有しておらず，審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

以上のとおり，原処分は適法かつ妥当であると考えられることから，本

件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和2年2月28日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第98号ないし同第105号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年7月9日 審議（同上）
- ④ 同月30日 令和2年（行情）諮問第98号ないし同第105号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 平成29年度の座席表に係る文書1ないし文書4の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 文書1ないし文書4を作成した時期は、平成29年4月から平成30年3月までの間と考えられる。当該時期に有効であった特許庁行政文書管理規則（平成23年4月1日20150217特許4）（以下「規則1」という。）15条によれば、文書管理者は、規則1の別表第1に基づき標準文書保存期間基準（以下「基準」という。）を定め、保存期間の設定においては、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）2条6項にいう歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとされている。

イ 文書1ないし文書4は、歴史的公文書等に該当しない。また、当該時期は各担当部署の基準が制定される以前であったが、文書1ないし文書4は、規則1の別表第1において保存期間が定められた種類の行政文書のいずれにも該当しないことから、各担当部署の文書管理者の判断でその保存期間を1年未満に設定し、新たな座席表が作成された時点で不用となるため廃棄しており、本件開示請求のあった平成31年4月の時点においてもはや保有していなかった。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、各担当部署において書庫、パソコン上のファイル等の探索を行ったが、文書1ないし文書4の存在は確

認できなかった。

(2) 平成30年度の座席表に係る文書5ないし文書8の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 文書5ないし文書8を作成した時期は、平成30年4月から平成31年3月までの間と考えられる。当該時期に有効であった特許庁行政文書管理規則（平成23年4月1日20180319特許1）（以下「規則2」という。）15条によれば、文書管理者は、規則2の別表第1に基づき基準を定め、保存期間の設定においては、公文書管理法2条6項にいう歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとされ、歴史的公文書等に該当しないものであっても、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとされている。

イ 文書5ないし文書8については、歴史的公文書等にも意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書にも該当しない。また、これを作成した各担当部署の基準において保存期間が定められた種類の行政文書にも該当しないことから、文書5ないし文書8はその保存期間を1年未満に設定し、新たな座席表が作成された時点で不用となるため廃棄しており、本件開示請求のあった平成31年4月の時点においてもはや保有していなかった。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、各担当部署において書庫、パソコン上のファイル等の探索を行ったが、文書5ないし文書8の存在は確認できなかった。

(3) 諮問庁から規則1及び規則2並びに平成30年4月に制定され平成31年3月まで有効であった各担当部署（諮問庁から、文書3及び文書7にいう情報システム室の座席表については、同室と同一の職員が所属している総務課情報技術統括室において、同室の座席表を兼ねて作成され、同室で管理されている旨説明があった。）の基準の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)ア及びイ並びに(2)ア及びイの諮問庁の説明のとおりであると認められ、本件開示請求時点において本件対象文書は既に廃棄しており、探索によってもその存在を確認できなかったなどとする諮問庁の上記(1)及び(2)の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

本件対象文書

- 文書 1 平成 29 年度の特許庁秘書課座席表に関する文書。
- 文書 2 平成 29 年度の特許庁総務課座席表に関する文書。
- 文書 3 平成 29 年度の特許庁情報システム室座席表に関する文書。
- 文書 4 平成 29 年度の特許庁企画調査課座席表に関する文書。
- 文書 5 平成 30 年度の特許庁秘書課座席表に関する文書。
- 文書 6 平成 30 年度の特許庁総務課座席表に関する文書。
- 文書 7 平成 30 年度の特許庁情報システム室座席表に関する文書。
- 文書 8 平成 30 年度の特許庁企画調査課座席表に関する文書。